

いじめ対応 アクションプラン

すべての子供たちの人権が尊重され、
仲間との交流を深めながら、学び、成長していくために



子どもは、かけがえのない存在であり、次世代を担う社会の宝です。
子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが、将来の夢を抱きながら、生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

令和8年4月

北杜市・北杜市教育委員会



『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために ～見直そう、ケータイ・ネットの利用のあり方～

児童生徒のアクション

- 無責任な書き込みは、言葉の暴力である
 - メール等を発信する場合は、相手の気持ちを考えた内容とし、またその内容には責任をもつ。
 - 誹謗中傷やいじめ、犯罪予告等は重大な人権侵害や犯罪行為であり、絶対にしない。
- ルールを守って使うことが最も大切である
 - 有害サイトには絶対にアクセスしない。
 - 迷惑メールには返事をせず、保護者に相談する。
 - アイテム購入等は保護者の了解なしにはしない。
 - 利用する場所や時間など、ルールを守る。
 - 勝手に他人の写真や情報を提供したりしない。
 - 家の人とルール（使う時間や場所、方法等）を決め、その約束を守って使用する。

保護者のアクション

- コンピュータやスマホの利用に関わるルールやマナーについて話し合う
 - 必要かどうか検討し使わせる場合には、フィルタリングを利用し、ルールやマナーの指導も行う。
 - 家族の目の届くところで利用させる。また、有害サイトなどふさわしくない環境から子どもを守る。
 - クレジットカードの番号を教えたり、勝手にネットショッピングをさせたりしない。
 - 子どものネット利用の時間や料金を調べ、使いすぎの状態にならないようにする。
 - 家族で、「公共のマナー」、「権利と責任」、「危険回避の仕方」などについて話し合うようにする。
 - 機能や操作方法等に関心を持ち、理解に努める。

子どもを守る 保護者の責任



<親子で決めるスマホルールの例>

- ・スマホは家族との通話のみとし、友達とは家の電話を使用する。
- ・メールの内容や写真等、基本的に親子でオープンとし、秘密にしない。
- ・1ヶ月の使用料金を取り決める。
- ・学校では使用しないなど学校のルールを守る。
- ・家族の会話を大切にし、困った時は、必ず親に相談する。
- ・食事中や深夜は使わない。自宅内では居間で使う。

「情報モラル」
について、親子で
考える機会を
持ちましょう

教職員のアクション

- 「情報モラル」について指導し、リスク回避能力を身に付け、ルールを守らせる
 - 児童生徒の実態を把握し、学校全体で「情報モラル」の指導計画を策定し、体系的に指導を行う。
 - 情報化社会におけるルールやマナーについて考えさせ、誹謗中傷やいじめは恥ずかしい行為であることを理解させ、絶対にしないよう指導の徹底を図る。
 - 「いじめは絶対に許されない」ことを基本とし、児童生徒の安心安全な環境づくりに努める。
 - 児童生徒や保護者にスマートフォン等は、便利であるからこそそのデメリット、危険を知らせ、フィルタリングサービス利用の徹底を働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけられるように指導する。

◇ 未然防止、早期発見、早期対応するために ◇

- 保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う
 便りや保護者会で伝えたいこと
 <未然に防止する観点から>
 - 第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、危険から守るためのルールづくり、特に、持たせる必要性について検討すること
 - ネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」、「知らぬ間に利用者の個人情報流出する」といったトラブルが起こり得るといった認識を持つこと
 - 「ネット上のいじめ」は、他のいじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること
 <早期発見の観点から>
 - 家庭では、子どもが見せる小さな変化に注意し、気付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校等へ相談する。

「ほくと こども相談ホットライン」

相談受付：月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

080-8348-1933



教職員のアクション

◇ いじめを未然に防止するために ◇

1. 児童生徒一人一人が尊重される学校づくり
 - ① 児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」につながる学級づくりとリーダーの育成
 - ② いじめや人権について考え、議論し、行動する力の育成
2. いじめの理解と実践力の育成。
 - ① 望ましい人間関係を築く特別活動の充実
3. 校内体制の強化、外部との連携、資質の向上
 - ① 「報告・連絡・相談」に基づく、速やかな課題の共有、判断、方針の決定等による校内体制
4. Hyper-QU 検査を活用した学級づくり
 - ① 2回のQU検査の結果の分析を共有した指導
 - ② 検査内容は適切に引き継ぎ、継続した指導へ

◇ いじめに早期に気づくために ◇

1. 児童生徒の変化に気づける意識と体制づくり
 - ① 児童生徒の情報を共有する機会の設定
2. 児童生徒から信頼され、相談できる体制づくり
 - ① 児童生徒の言葉に耳を傾けた共感的理解
 - ② 日常的に交流できる場や機会の設定
 - ③ 教員自ら人権感覚を養い、適切な見本と指導
3. 児童生徒が申告できる体制づくり
 - ① いじめに関わるアンケートを適切な時期やタイミングで、答えやすい形での実施
 - ② 学級内の人間関係等について考える機会、学級づくりに活かせる内容で、全員が記入できる項目で実施
 - ③ 保存期間は3年間、整理した資料は5年間
4. スクールカウンセラーとの連携・協働の強化
 - ① SCによる全員面談を通して、相談体制の強化
 - ② 事前にSCと連携・協働できる内容を明確に

市・市教育委員会アクション

◇ いじめ問題に真摯に取り組む体制 ◇

1. 「北杜市いじめ問題対策連絡協議会」の設置
 - ・いじめの防止等に関する必要な事項の協議、団体相互の連携調整
2. 「北杜市いじめ問題対策委員会」の設置
 - ・「いじめ、体罰等の問題」「重大事態に係る学校の実態関係への調査及び措置」「重大事態に係る事実関係」等についての調査・審議
3. 「北杜市いじめ問題専門委員会」の設置
 - ・「重大事態に係る事実関係」の調査・審議
4. 教職員への研修と実効性のある取り組みの推進
 - ・「いじめ対応アクションプラン」の策定と実行
 - ・安全・安心に関わる研修の計画的な実施

～学校に求められ、行うべきアクション～

◇ いじめに早期に対応し、実効性のある指導につなげるために ◇

1. 早期発見から情報共有、組織的対応へ
 - ① いじめ防止対策委員会の定期的な開催と疑いが生じた場合の迅速な開催
 - ② いじめ事案を教職員が抱え込まず、速やかに報告がなされる体制づくり
 - ③ 疑いはいじめを想定し、被害者の立場で、組織として内容を検討
2. 被害児童生徒に寄り添った支援と対応
 - ① 児童生徒の話を聴き取り、不安を取り除き、守っていくことの約束
 - ② 本人及び保護者に今後の具体的な方針、取り組みを伝え、理解と安心感を
 - ③ 重大事態を常に想定し、ガイドラインに沿った対応
 - ④ 複数の要因がある場合でも、いじめに正対し、いじめに真摯に対応
3. 当事者を取り巻く児童生徒への指導
 - ① いじめを自分の問題として捉えさせ、なぜ気づき対応できなかったのか考え、行動力につなげる。
4. いじめた児童生徒が寄り添える指導
 - ① 加害児童生徒への指導は、十分な聞き取りのもとに、組織的に対応
 - ② 被害者の心情や痛みを理解する指導
 - ③ 謝罪は、被害者の心情が理解できたときに初めて可能
5. いじめ問題に、学校として正対する
 - ① 事実の把握、分析、判断、事実認定、指導方針等を正確に記録し保管
 - ② 複合的な課題に対しては、課題を分離するなど適切な判断を

◇ 防止、早期発見、早期対応する体制 ◇

1. 相手を認め、人格を尊重する教育の推進
 - ① 教育活動全体を通じた豊かな心の育成
 - ② 児童生徒の主体的な活動の推進
 - ③ 人権教育の推進
2. 児童生徒のつらい思い、保護者の悩みを受け止める体制づくり
 - ① 「ほくと 子ども相談ホットライン」の開設
 - ② 「いじめに関する調査」の効果的な実施
3. 事実や疑いに、早期に対応するための支援
 - ① 学校からの報告に対する的確な早期対応
 - ② 指導主事、スクールソーシャルワーカー等の派遣と関係機関への支援要請



保護者のアクション

～周りとの連携することが大切です～

◇ いじめを未然に防止するために ◇

1. 子どもとの会話の機会を持ち、子どもの声をじっくり聴きましょう
 - ① 普段から子どもと積極的に挨拶を交わします。
 - ② 学校での様子や友達関係など、日頃から親子での会話の機会を大切にします。
 - ③ 規則正しい生活習慣を家族でつくりまします。
 - ④ 子どもの豊かな人間性や社会性を育みます。
 - ⑤ 人権侵害に関わる固定観念、差別意識等の話題について考える機会を持ちます。
2. 家庭、学校、地域が連携、協力してこそ、子どもの健全な育成が図られます
 - ① 学校と連携して、子どものことを考えまします。
 - ② 保護者のつながりを強くし、みんなで育てるという関係を大切にします。
 - ③ 地域との関わりやつながりを持ち、地域の中で育てる姿勢を大切にします。



◇ いじめの事実、疑いに対応するために ◇

1. 子どもにいじめの事実やその疑いが生じたときには、学校と連携して解決にあたりましよう

【被害者である場合】

 - ① 安心できる状況
 - ② 気持ち・心情の受け止め
 - ③ 学校へ相談
 - ④ 事実関係、子の心情の理解に努め、話し合いの機会を

【加害者である場合】

 - ① 行為の事実に加え、相手に与えた心の傷つきを理解する姿勢が大切です
 - ② 親としての相手に寄り添う姿勢が、事実の理解へとつながります。
 - ③ 謝罪は相手の気持ちや心情が理解でき、相手に寄り添えたときにこそ。
2. 傷ついた子どもを守るために、そして、子どもたちの健全な成長につなげるための、指導や支援を心がけましよう
 - ① いじめを受けた子の心情や傷つきに寄り添った言動を心がけます。
 - ② 子どもは未熟な存在であることを前提に、いじめから学び、成長できるような支援を考えます。
 - ③ 保護者同士が理解し合い、周りで見守り、支えていく意識の共有や学校との連携等、子どもを中心に置いた積極的な関わり合いを大切にします。

児童生徒のアクション

～自ら考え、行動する勇気を～

◇ いじめが起きないようにするめに ◇

1. 「明るく楽しい学校」をみんなの力でつくろう
 - ① 気持ちのいいあいさつをしよう。
 - ② その場にあった適切なことばづかいに心がけよう。
 - ③ 勉強やスポーツ、行事活動等には、友だちと力を合わせ、信頼と認め合いを大切に取り組もう。
2. 「いじめに取り組む力がある学校」をつくろう
 - ① 児童会・生徒会で、いじめについてみんなで考え、いじめをなくす活動をみんなの力で進めよう。
 - ② いじめは身近にあることを知り、思いや感情を伝えよう。
3. 「困ったときこそ助け合える友だち関係」をつくろう
 - ① 人にはそれぞれの個性があることを知り、認め合い助け合える人間関係をつくろう



◇ いじめられたり、いじめを見かけたら ◇

1. いやだと感じるこ、つらいことは、周りに相談しよう
 - ① あなたの隣には相談できる人が必ずいます。

「ほくと 子ども相談ホットライン」 080-8348-1933
2. 困っている友だちには、自分のこととして行動しよう
3. 相手の気持ちを考え、責任ある行動をしよう
 - ① 相手にいやな思いをさせてしまったら、真剣に向き合い、相手の気持ちに寄り添い、その気持ちを理解しよう。
 - ② 相手の心情が理解でき、寄り添えたときに、必要な謝罪を
4. コミュニケーションは、相手の立場に立って、想像力を働かせよう
4. 学校評価等を活用した主体的・協働的な取組
 - ① 学校評価への評価項目の設定と取組、改善
5. 学校からの事実報告に対する的確な対応
 - ① 重大事態及び疑いに対する的確な早期対応
6. 保護者、市民への啓発活動の推進
 - ① 児童生徒、学校、家庭、地域、市が一体となっていじめに対応する意識を共有する。
 - ② 啓発活動や相談窓口の設置などの家庭への支援

地域のアクション

～地域の子どもは、地域で見守り、地域で育てる～

◇ 地域の大人に見守られ、安心して育つために ◇

1. 関わりを積極的に持ち、多くの目で見守りましよう
 - ① 大人の側から積極的に挨拶を交わします。
 - ② 地域の子に関わり、気になることは親や学校へつなげます。
2. 地域の行事活動を通して、多様な人間関係を育みましよう
 - ① 地域行事を通して、地域の子どもや大人とふれあう機会をもちます。
 - ② 地域のふれあいを通じて、話し相談しやすい関係をつくりまします。
3. 子どもの人権が尊重され、大切にされる地域づくりを進めましよう
 - ① 子どもたちが見守られている安心を感じる見守りをします。
4. 子どもの健全育成を願い、学校等と緊密な連携を図りましよう
 - ① 関係者との情報交換を通じて、連携を深めます。
 - ② 学校以外の場でもいじめは起こる想定のもとに日頃から配慮します。

